



## 授業料等免除制度（空調設備使用料の免除）について

### 免除対象者

- 次のような場合は、免除を受けることができます。
  - ① 生活保護法の規定による保護を受けるにいたったとき
  - ② 災害、傷病、失業、生業不振その他の理由により、著しく生活困難となったと認められるとき
  - ③ その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき

### 所得基準について

- 授業料等の免除には所得基準があります。世帯当たりの総所得が、一定の所得以下の時に免除を受けることができます。家族構成等により異なりますので、下表の所得基準額表を参考にしてください。  
なお、所得基準額は、原則として入学年度の額が卒業まで適用されることとなります。

【参考】令和元年度の入学者の基準額

(単位：円)

	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯		2,380,000	3,130,000	3,720,000	4,360,000	5,010,000
母子(父子)世帯	2,120,000	3,020,000	3,680,000	4,240,000	4,880,000	5,560,000

※ 給与所得者は、給与所得額（給与所得控除後の額）とし、年金等の公的給付は実際の受給額とします。また、児童扶養手当も含みます。

※ 事業所得（農業所得含む）については、所得額の計算方法が異なります。

### 免除額について

空調設備使用料の免除額は、年間2,400円（月額200円）です。

### 免除申請について

- 4月から免除をご希望の場合は、4月中に事務室までご連絡ください。  
お話を伺った後、申請に必要な関係書類をお渡しいたします。

### 受付時期

- 事務室にて随時受け付けております。

【問い合わせ先】

茨城県立水戸第二高等学校 事務室

TEL 029-224-2543